

小金井市学校施設長寿命化計画改定支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

学校施設を取り巻く環境の変化、本市の学校施設の現況や関連する計画を理解し、より実行性のある計画へと改定するに当たって的確な手法が具体的に提案されているか。

2 仕様書（案）に基づく企画提案書の内容について

- (1) 現行の小金井市学校施設長寿命化計画（以下「現長寿命化計画」という。）の分析方法について、的確な手法が具体的に提案されているか。
- (2) 施設整備方針の見直しについて、的確な手法が具体的に提案されているか。（耐用年数の考え方の整理についての具体的な手法を含む。）
- (3) 実施計画の見直しについて、実行性のある計画とするための具体的な手法が提案されているか。（コスト削減及び平準化に有効な手法を含む。）
- (4) 学校施設の複合化・多機能化の検討について、的確な手法が具体的に提案されているか。
- (5) 継続的な運用方針の策定について、施設整備の実行に有用な提案がされているか。
- (6) アンケート調査、パブリックコメントの実施について、的確な支援策が提案されているか。

3 業務スケジュールについて

事業全体のスケジュール及び事業の進め方・工程管理は合理的かつ具体的に示されているか。

4 業務実績について

本業務と類似業務の受託実績は十分にあるか。

5 業務体制について

専門的な知識及び経験を有する人材を適切に配置しているか。また、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制であるか。

6 提案書について

- (1) 提案書は、デザイン等に工夫があり、わかりやすいものとなっているか。
- (2) 提案書は、独自の提案等があり、有効なものとなっているか。

7 見積額について
経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。

8 プレゼンテーションについて

- (1) 企画提案書の内容を分かりやすく所定時間内に説明しているか。
- (2) 業務責任者及び業務担当者は知識を有しているか。また、コミュニケーション能力が高く、熱意が感じられるか。
- (3) 質問に対し、的確かつ簡潔明瞭に答えているか。

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合